

## ○地方公務員災害補償法第 59 条第 1 項の規定に基づき基金が取得した損害賠償請求権の行使について

昭和 45 年 3 月 30 日地基補第 170 号  
各 支 部 長 あ て 理 事 長

第 1 次改正 昭和 48 年 10 月 31 日地基補第 480 号

第 2 次改正 昭和 62 年 11 月 16 日地基審第 58 号

第 3 次改正 平成 21 年 3 月 10 日地基訟第 22 号

第 4 次改正 平成 24 年 3 月 23 日地基訟第 30 号

地方公務員災害補償法第 59 条第 1 項の規定に基づき基金が取得した損害賠償請求権（以下「求償権」という。）の行使については、「地方公務員災害補償法第 59 条関係事務の取扱いについて（昭和 43 年 5 月 10 日地基補第 151 号）」及び「自動車事故による地方公務員災害補償法第 59 条関係事務の取扱いについて（平成 21 年 3 月 10 日地基訟第 14 号）」によるほか、下記により取り扱われたい。

### 記

1 支部長は、求償権を取得した場合には、債務者（当該災害の原因となった事故に関し、民法その他法令の規定により損害賠償の責を負う者をいう。以下同じ。）に対して、求償権を行使（以下「求償」という。）するものとする。

ただし、支部長は、次の(1)又は(2)に掲げる各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該求償を一時留保し、又は当該求償権の全部若しくは一部を放棄することができるものとする。（第 1 次改正・一部、第 4 次改正・一部）

(1) 一時留保することができる場合

ア 債務者が求償に応じうる資力がない場合

イ 債務者が所在不明の場合

ウ 債務者を特定することができない場合

エ その他一時留保することについてやむを得ない事情がある場合

(2) 放棄することができる場合

ア 求償額が少額でその取立てに要する費用に満たない場合

イ 同僚職員の職務行為によって当該災害が生じた場合

ウ (1)のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、その場合が継続することが見込まれる場合

エ その他求償することが著しく公正を欠く場合又は不可能な場合

2 支部長は、求償する場合には、あらかじめ当該債務者に対して、基金が求償権を取得したこと及びその求償額の内容等を通知するものとする。ただし、同一災害事案に対して 2 回以上補償を行い求償権を取得する場合には、その第 2 回目以降の通知は、そのつど行うことなく、当該補償が完結したとき又は相当の金額に達したときに取りまとめて行って差し支えないものとする。

3 前項の通知に対して債務者から不服の申出等があった場合には、支部長は、当該不服の内容、債務者の資力等を勘案して適当と認められる金額及び履行方法で示談を行うことができるものとする。（第 2 次改正・一部）

- 4 支部長は、第1項ただし書の(2)のアにより求償額の全部又は一部を放棄しようとする場合(第8項又は第9項に該当する場合を除く。)において、その放棄しようとする求償額の総額が20万円を超えるときには、あらかじめ理事長に協議するものとし、その総額が20万円以下のときには、支部長限りで放棄することができるものとする。(第4次改正・一部)
- 5 支部長は、第1項ただし書の(2)のイ又はウにより求償額の全部又は一部を放棄しようとする場合には、支部長限りで放棄することができるものとする。(第4次改正・追加)
- 6 支部長は、第1項ただし書の(2)のエにより求償額の全部又は一部を放棄しようとする場合(第8項又は第9項に該当する場合を除く。)において、その放棄しようとする求償額の総額が100万円を超えるときには、あらかじめ理事長に協議するものとし、その総額が100万円以下のときには、支部長限りで放棄することができるものとする。(第4次改正・追加)
- 7 第2項の通知に対して、所定の期間内に債務者から不服の申出等がない場合又は第3項の示談が成立した場合には、支部長は、原則として、当該債務者に対して、その示談等の内容に従い納入通知書を送付して求償するものとする。(第4次改正・2号線下)
- 8 支部長は、示談が成立する見込みがないと認められる場合は、あらかじめ理事長に協議して公権力に訴える措置等必要な措置を講ずるものとする。ただし、支部長は、求償額の総額が20万円以下の場合において、公権力に訴える措置以外の措置を講じようとするときは、理事長に協議する必要はないものとする。(第2次改正・全部、第4次改正・一部・2号線下)
- 9 支部長は、納入通知書送付後相当の期間を経過しても履行されない場合は、あらかじめ理事長に協議して必要な措置を講ずるものとする。ただし、支部長は、履行されない損害賠償額の総額が20万円以下の場合において、公権力に訴える措置以外の措置を講じようとするときは、理事長に協議する必要はないものとする。(第2次改正・全部、第4次改正・一部・2号線下)
- 10 支部長は、示談成立後又は納入通知送付後において、債務者に事情の変動があり、債務者から当該債務の履行期限の延長又は分割払等の申出があったときには、当該債権の効力の変更が明らかに基金に有利であると認められる場合には、これを認めることができるものとする。(第4次改正・2号線下)